

## 第2章 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

### 1. 遊び場の充実

#### 現状と課題

- 新設の公園等施設の設置はできていないが、公民館、図書館、保健センターなどとの連携により各種事業を実施し、既存の施設での有効利用に努めています。
- 町内各施設の遊具の安全点検等を進め、必要に応じて改修を行っています。
- さまざまな遊びの展開を促すボランティアを発掘・育成し、活動できる体制づくりの確立、遊び場の確保・充実と施設利用についての情報提供を進める必要があります。
- 本町は豊かな自然環境に恵まれ、全町が自然の遊び場といえます。子どもたちが、まちな豊かな自然の中で遊ぶことができるよう、自然環境の保全や安全な場所の情報提供などに努めるとともに、保護者に対しても屋外で遊ぶ大切さを伝えるなど、自然を生かした遊び場の創出に向けた啓発活動が必要です。
- 子育て支援の充実で望まれていることでは、「遊び場を増やしてほしい」や「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」などの要望が高くなっており、安心して家族で遊べる場が求められています。

#### 主な取り組み

##### ①遊び場の確保・充実

子育て親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実と施設の利用について住民に情報提供を行います。また、既存の施設の遊具の点検・整備について引き続き実施するとともに、安心、安全な環境への改善に努めます。

##### ②地域施設の有効活用

保育所や学校、公民館、図書館、保健センターなどの既存施設と提携し、子どもが身近で遊べる場所の提供を行うとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。

##### 重点2 ③遊びを促すボランティアの発掘と育成

さまざまな遊びの展開を促すボランティアの発掘・育成を図るとともに、保育や教育、その他さまざまな場で活動できるような体制づくりを進めます。

また、ボランティアや地域の人たちが見守ることができる範囲内において、自由な遊びが可能となるよう、人員の発掘と育成、そして遊びの場の確保・充実を図ります。

## 2. 家庭の教育力の向上

### 現状と課題

- 母子保健事業でスマイル教室、離乳食教室等を実施し、個々の発達に合わせた情報を提供しています。
- 家庭教育支援事業として家庭教育相談員を配置し、児童生徒の保護者を対象とした家庭教育相談を行っているが、地域に限られていることから更に充実が求められています。また、コーディネーターを設置し、町内の親子で活動できる場所等の再調査を行いました。今後は、情報収集したものを提供できる具体策の検討が必要です。
- P T Aの家庭教育力向上の強化・家庭教育の重要性の意識づけが課題となっています。

### 主な取り組み

#### ①学習機会や情報の提供

離乳食教室、育児相談などで、個々の発達に合わせた情報を提供し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。また、「子育て応援情報BOX」の改訂版を発行し、情報提供を行います。

#### ②家庭教育相談の充実

家庭教育支援事業として、児童生徒の保護者を対象とした、家庭教育相談員を中学校区ごとに配置できるよう相談事業の充実を図ります。

#### ③家庭教育学級の充実

スマイル教室や離乳食教室等を実施し、子どもへのかかわり方や食の大切さなどを伝えます。また、各学校で開催する講座については、P T Aをはじめ、地域住民への参加を呼びかけるなど、学校と保護者・地域の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みにつながるよう内容の充実を図ります。

#### ④家庭の教育力の育成

乳幼児や児童生徒の保護者を対象とした、講座等を開催し、親の意識の向上を図ります。また、父親教室の開催などにより、両親が協力して家庭教育に取り組めるよう支援します。

### 3. 学校等の教育環境の充実

#### 現状と課題

- 保育所・小学校が連携することにより小学校入学時の教育環境の変化に対応しています。また、就学指導の段階で個別実態に応じた連携を行っています。
- 小中一貫・連携教育推進事業を実施し、中学校区ごとに小中学校9年間の継続性を重視した教育を行っています。
- 幼保一元化の施設として、平成19年度に八幡こども園(定員10人)を設置しています。今後は全町的な施設のあり方の検討が必要です。
- 各中学校にはスクールカウンセラーを県事業で配置していますが、制度の拡充が必要となっています。
- 平成21年度に義務教育の目標や理念、基本的な方向性を示した「きたひろしま・夢・まなびプラン」を策定しています。教育の質を高めることを基本とし、小中一貫連携教育の推進や学校の適正規模・配置等が示されています。学校の統廃合については関係者の理解を深めることが必要です。あわせて、平成19年度より実施した通学区域の弾力化の検証を行うことが求められています。

#### 主な取り組み

##### ①就学前教育の推進

家庭や小学校、保育所の連携のもと、小学校入学時の環境変化に対応し、戸惑いなく小学校生活が送れるように、幼児期の成長発達段階に応じた適切な就学前教育に努めます。年間を通した定期的な保育所・小学校連携により、教職員間の保育・教育に関する共通認識を進めるため、福祉・教育行政を含めた組織的な連携体制の整備を検討します。

##### ②幼保一元化の検討

幼稚園と保育所の両方の良いところを生かした施設のあり方について検討します。

##### ③教育体制・カリキュラムの充実

義務教育においては、基礎・基本の学力の一層の定着、個性を伸ばす教育や社会の変化、ふるさとに誇りを持ち続ける特色ある教育を推進します。

小中一貫連携教育推進事業を実施し、小学校・中学校9年間を区切ることなく、義務教育の連続性、継続性を重視した、学校運営・教育指導を推進します。

##### ④相談体制の充実

各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもや保護者、教職員への指導・助言・カウンセリングの充実を図ります。

##### ⑤教育環境の向上

「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき、教育の質を高めることを基本に、学校の適正配置に取り組むとともに、安全な学校施設の整備を推進します。学校の統廃

合については保護者理解を深めながら、当面は複式学級解消の地域理解を求めます。  
通学区域の弾力化について検証し、学校統廃合との整合性について検討します。

**重点2 ⑥学校・家庭・地域の連携**

地域から信頼される学校づくりを学校教育目標の一つに掲げ、家庭・地域における教育力を強化します。学校情報の地域への発信・学校行事の住民参加を積極的に促し、学校教育への理解をより一層深めます。

## 4. 地域の教育力の向上

### 現状と課題

- 保育所・学校・公民館等において、各種さまざまな地域との交流会等を開催し、世代間の交流を進めています。地域の教育資源を結ぶ人材の育成を図り、地域グループの活動の場の提供を行っていくことが必要となっています。
- 各保育所において縦割り保育を実施しています。また、地域住民との交流として、老人クラブと季節ごとの行事や施設訪問を積極的に行っており、子どもたちの社会性が育まれています。
- 小学校では“学校へ行こう”週間の取り組みとして、世代交流会を実施しているほか、多くの学校で祖父母学級を実施しています。地域の老人会や祖父母の指導のもと、ものづくりや収穫祭などを通して交流する機会を設定することで、豊かな人間性の育成が図られています。
- 学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・歴史遺産の現地学習を行っています。自発的活動が定着した団体もあり、活発な活用が図られているところもありますが、地域によって活動に格差が生じており、学校や団体への啓発や情報提供が課題となっています。

### 主な取り組み

#### 重点2 ①地域交流の促進

公民館等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世代間の交流の場として、交流促進の取り組みを一層充実します。

#### 重点2 ②世代間交流の促進

子どもの豊かな社会性を育むため、保育所、学校その他の機関において、縦割り保育の実施、老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問などに取り組みます。また、交流を行い、多世代とふれあうことにより、子どもたちの社会性・人間性の育成を図ります。

さらに、学校に地域の大人が参加する“学校へ行こう”週間や祖父母学級等に積極的に取り組み、地域や学校、保護者の行事としての位置づけが継続されるよう、実施のあり方等を検討します。

#### 重点2 ③歴史、自然資源の有効活用

豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、本町の歴史や自然資源を生かし、学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・歴史遺産の現地学習の機会を充実します。また、地域と連携した取り組みにおいては、小・中学校ごとに取り組みの差があることから、活動の促進・啓発を計画的に行います。

## **重点2 ④拠点施設の整備**

ふれあいセンター、図書館、文化ホール、公民館、運動公園など、地域における教育の拠点となる文化施設、スポーツ施設の整備、改修、またシステム化による有効利用を進めます。

## **重点2 ⑤地域活動コーディネーターの活用**

地域活動を活発化するため、地域活動をつくり出すコーディネート能力を持つ町内外の人材を積極的に活用するとともに、コーディネーターの育成や全地域に地域グループを発足させ、活動の場を提供することを検討します。

## 5. 障害児施策の充実

### 現状と課題

- 平成17年度の発達障害者支援法の施行、平成18年度の障害者自立支援法の施行と支援費制度の廃止、平成19年度の学校教育法の改正施行、平成21年度の児童福祉法の改正施行等により、障害のある児童をめぐる保育、療育、支援、教育の状況は大きく変化しています。児童福祉や母子保健の中で障害等の早期発見、療養、保育を実施するほか、特別支援教育の実施、障害児福祉サービスの実施等、国の政策等と連携しながら進めていく必要があります。
- 乳幼児に対し相談会等を開催し、早期発見に努めているほか、障害者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行い、保健師との連携により、相談者のニーズに応え、不安解消に努めています。
- 障害の早期発見・早期療育・フォローを引き続き行い、スタッフの質の向上を図る必要があります。町内の障害福祉サービスの提供事業所の拡大および就労先の開拓、保護者の会の継続支援などを行っていく必要があります。

### 主な取り組み

#### ①障害の早期発見・早期療育・フォロー

乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するほか、保育所、学校、医療機関、専門機関、行政の療育ネットワークの構築を推進します。また、発達障害等についての知識の普及を図るなど、健診等に携わる関係者の質の向上を図ります。

子どもの発達に何らかの問題が認められる場合の早期療育、成長のフォロー体制について、療育ネットワークにおける連携を図るほか、保護者への対応など、個々の発達状況に応じた相談・支援体制の構築を図ります。

#### ②総合的な相談窓口の整備

保護者の育児不安の軽減のための相談支援の充実を図ります。

行政関係機関、保育所、学校、社会福祉協議会、保健所、病院等による相談支援体制の連携を図り、一人ひとりのニーズに応じた相談支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。

#### ③情報バリアフリーの推進

行政の情報収集・共有・発信の機能を充実するため、コミュニケーション支援事業による、手話・点訳等のボランティアの育成・活用を進めます。また、「きたひろネット」をはじめとするインターネット、ホームページの活用を図ります。

「広報きたひろしま」や「議会だより」などを音訳した声の広報等発行事業を進めます。

情報を必要とする人が自ら情報を収集・活用する能力を高めるため、障害者団体やサービス事業者などによる情報発信の支援を行います。

#### ④障害児への適切な就学支援・就労支援

特別支援学校と町内の学校との連携を強化し、特別支援教育支援員の配置等の教育環境の充実に努めます。

発達障害等への教職員、保護者の理解の促進を図り、ともに学び、ともに遊ぶ学校づくりを進めます。

ハローワークや障害福祉サービス事業者、広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障害の状況や程度に合わせた就労支援を行うほか、就労の定着に向けた取り組みを行います。

#### ⑤団体等の育成・強化

社会福祉協議会のサポートによる保護者の会の立ち上げを支援するなど、団体活動の周知、理解促進および組織強化を図るとともに、活動費の助成や情報提供といった活動支援を引き続き行います。

また、各団体の交流会等の開催を促進し、相互の連携強化を図るとともに、さまざまな交流や情報交換により、保護者の不安解消が図られるよう、必要な情報の提供等に努めます。

## 6. 「食育」の推進

### 現状と課題

- 保育所・学校において、保健師、栄養士による出前教室、また北広島町食生活改善推進協議会と連携し料理教室の開催など食育の取り組みを充実させています。
- 各学校において、食育推進計画に基づき、食に関する指導をさらに充実させる必要があります。
- 食習慣は家庭による影響が大きいいため、保育所・学校等と連携し、保護者への啓発に努める必要があります。
- 「北広島町食育推進計画（仮称）」の策定による全町的な食育の取り組みが必要です。

### 主な取り組み

#### ①家庭における食育の推進

保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を確立するため、啓発を推進します。また、乳幼児健診、育児相談などの機会を捉えた栄養指導・離乳食指導などの充実を努めます。

今後も保護者への啓発を行い、「朝食摂取率100%」から、「朝食の内容」のレベルアップが図られるよう、啓発・指導を推進します。

#### ②保育所・学校等における食育の推進

保育所・小学校で出前教室を実施するなど、食育に関する指導体制を整備し、食を通じたさまざまな体験活動を充実させ、子どもの豊かな心を育みます。また、望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、食に関する保護者への情報提供にも努めます。

また、各保育所、学校において、食育推進計画を作成し、食育に関する指導の充実を図ります。さらに、全学校での給食実施と内容の充実を図ります。

#### ③地域における食育の推進

地域において、生活習慣病の予防、健康増進のための食育が推進されるよう、関連する活動を行っている団体やボランティア等との連携を深め、地域での食生活改善活動、町広報への記事の掲載、毎月19日の「食育の日」や10月19日の「ひろしま食育の日」・「ひろしま食育ウィーク」の啓発を積極的に行います。

また、地域資源を生かした体験活動や地域の食文化についての学習の機会を充実します。

さらに、「北広島町食育推進計画（仮称）」の策定を推進します。

## 7. 次世代の親づくり

### 現状と課題

- 中学校のキャリア教育において、保育所での保育実習体験を通して、乳幼児とふれあう機会を提供しており、子どもたちのコミュニケーション力の向上に寄与しています。子どもを産み育てることの意義についての関心を高めるため、乳幼児とふれあう場の提供を今後も進める必要があります。
- 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を行い、正しい社会性を身につけるよう導く事業を展開しています。全町的な取り組みとなるよう促進していく必要があります。
- 安定就労へ向け、就職先紹介を行う北広島暮らしアドバイザーを配置し、就労の相談支援を行っています。継続的な支援ができる体制づくりが求められています。

### 主な取り組み

#### 重点2 ①中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進

学校と保育所等、子育て支援関係機関との連携のもと、中学校のキャリア教育における保育所訪問等、中学生、高校生と乳幼児とのふれあいを進める中で、命の大切さや親への理解を深めるとともに、コミュニケーションの力を身につけます。

#### ②青少年健全育成の強化

北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を推進します。

青少年を対象とした相談窓口の周知を図り、心のケアに努めます。また、学校・警察などと連携しながら、非行防止活動を強化していきます。加えて、影響が心配される性、暴力等の有害情報について、関係業界に対し自主的措置を働きかけるなど、対応を進めます。

#### ③不安定就労若年者への支援・啓発

県と連携しながら、安定就労に向けて若者に対する啓発活動に努めます。また、北広島暮らしアドバイザーを活用し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、若者の安定就労への支援を進めます。

さらに、非正規雇用就労者に対する社会保障等の支援について、国・県と連携しながら進めるほか、事業主への制度や助成等の啓発を行います。